

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：20104

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530703

研究課題名(和文)DV被害者に対する自立支援策の展開に関する研究

研究課題名(英文)Research on self-reliance assistance measures of expansion for DV victims

研究代表者

吉中 季子(Yoshinaka, Toshiko)

名寄市立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号：70434800

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、DV被害者の生活再建のあり方と自立支援策を探ることを目的とした。そのために、当事者に関する社会福祉のサービスの実態、直接支援に関わる民間支援団体等の支援の実態を明らかにすることを試みた。調査の主な結果は以下のとおりである。

DV被害者当事者からは、生活再建した後も、加害者からの追跡、本人の精神的不安定、子どもの育ちなどの不安、住居移転などの事例がみられた。緊急一時保護委託の母子生活支援施設では、十分な対応ができていないとの回答が多かった。北海道内のシェルターにおいては、民間主導で一時保護が実施されていること、最近の傾向として過剰な安全性重視と本人の意思が一致しない事例もみられた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to explore the way and independence support measures of life reconstruction of DV victims. To that end, social welfare services of the actual situation of the party, we were interviewed in order to clarify the actual situation of private aid organizations involved in the assistance. The results are as follows.

The first, by the word of DV victims, tracing from the perpetrator, mental instability of the person, anxiety, such as children grew up, also continue after the life reconstruction. In addition, there are cases that are residential relocation. Second, the mother and child life support facilities of emergency temporary custody commission, and not be a sufficient response, were many of the respondents. Third, in the shelter in the Hokkaido, temporary protection has been carried out in the private sector. Recently, in order to focus on safety, it was seen many cases that ignores the will of the person.

研究分野：社会福祉学

キーワード：民間シェルター 一時保護 DV被害者

1. 研究開始当初の背景

2001年に成立した「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律(以下、DV防止法)」は、3度の改定を経て、法成立当初の「保護」中心施策は自立支援策へと転換し、現在はさらに社会的認知も広がり被害者の一時保護制度も整いつつある。しかしながら、DV被害者の生活再建・回復への支援は社会制度として不十分であり、DV被害者は加害者から避難してきたという特殊な事情を抱えつつ、被害者でありながら自分自身の身を徹底して隠さなければならない状況がある。さらに、DV被害者が生活再建しようとするとき、多くは母子世帯あるいは単身女性世帯へと世帯のかたちを変える。それらは一般的に、経済的な困難を抱え、脆弱で貧困に陥りやすい世帯であることは多くの先行研究によって明らかにされている(岩田正美・湯澤直美など)。

DV被害者を避難させるときは一時保護となるが、都道府県の一時的保護所だけでは不足しており、事実上、民間シェルター(女性専用施設)がその役割を大きく担っている。民間シェルターは全国に約100団体存在し、行政委託を受けた緊急一時保護施設として相談から自立までの多様な支援と責任を求められる一方で、財政難や安全確保などの問題を抱え、被害当事者における困難、制度矛盾などのジレンマを経験している。とくに地方のシェルター数は十分でないうえに、財政難から閉鎖を余儀なくされるところもあった(朝日新聞2007.4.21)。都道府県の財政的支援にも格差があるなか、2010年に総務省が実施した「住民生活に光をそそぐ交付金」(DV対策)は画期的ではあったが継続はされなかった。

2. 研究の目的

本研究は、DVの被害者における生活再建のあり方と自立支援施策に関する研究である。DV被害者のニーズを把握して分析し、地方自治体と民間支援団体とがとるべきDV施策のあり方を検討することを目的とした。そのために、(1)DV被害者における就労・医療・社会福祉・社会保障制度などの現状を明らかにし、(2)直接支援に関わる民間支援団体と地方自治体における支援の実態と分析を行い、地域特性を踏まえた自治体のDV施策の特徴を明らかにする。そのうえで、再び地域コミュニティへ参入する場合の自立支援策のあり方をと課題を見出すことを目指した。

3. 研究の方法

主にDV被害当事者へのインタビュー調査と、民間シェルターへのインタビュー調査を実施した。さらにDV防止法による「基本計画」の分析とを行い、重層的に検討した。とくに、地域特性を踏まえた地方自治体のDV施策の特徴と課題を見出すことを目指し

たので、研究代表者が所在する北海道から分析を行った。

(1)DV被害者へのインタビュー調査(質的調査)の実施

(2)北海道内の民間シェルターへのインタビュー調査(質的調査)

(3)北海道内の「基本計画」の分析を行い、アンケート調査と相互的に検討・分析を行った。

4. 研究成果

研究目的に即して、当事者に関する社会福祉のサービスの実態、直接支援に関わる民間支援団体等の支援の実態に焦点をあてて分析を行った。

(1)調査の主な結果うち、北海道内のシェルターにおいては、民間主導で一時保護が実施されていること、最近の傾向として安全性を重視するがゆえに、過剰な保護の事例も少数であるがみられた。

北海道を対象として行った基本計画の分析では、市町村DV基本計画の策定自体が独自でなされているところは、35市中4市のみであった。全国と比較すると策定状況は遅れているといえる。DV施策が独自になどころは、対応が必要なDVが発生した場合、近隣の市町村のDVセンターと協働して支援していることが明らかになった。

(2)次に、DV被害当事者からのインタビューからは、生活再建した後も、加害者からの追跡、本人の精神的不安定、子どもの育ちなどの不安、住居移転などの事例がみられた。

経済的な自立の視点からは、DVからの避難により民間シェルターに入所したDV被害者は、入所時との比較において、退所時に有職率が大幅に下がったことがあった。その理由として次のことが考えられる。第一に離職の必然性に迫られるということがある。加害者のもとから避難するために、その前後に辞める(辞めざると得ない)といったことが、ほとんどのDV被害者にみられた。1ケースを除き、退所時・後も、危険を回避するために、再び元の職場に戻っている者はいなかった。たとえ、同じ職業を選んだとしても、一旦離職して、別の職場を探している。あるいは、職場の理解者がいることが前提であるが、同じ組織内であっても、配置転換を行っていたケースが存在した。加害者の追跡から逃れるために、働く場所の変更を強いられていた。インタビューの事例では、「避難することを決めてからの短い間、1ヶ月先までの仕事を1日で仕上げ、来月分までの提出予定の請求書などをPCに入力してわかるようにし、仕事内容をノート全て書き置いてきた」ということが語られていた。この事例は、短期間とはいえ事前に仕事の「引き継ぎ」をしている稀なケースであり、多くはそれできないことが多い。どちらにしても周囲にすれば突然これまで勤務していた人が理由もなくいなくなるということが起き、当事者はDVの問

題が解決したとしても、再びその職場やその人間関係を元に戻すことは困難であろう。

第二に、全てではないが、退所時点においてなお、DV被害者は支援の必要な状態にあることが認められた。緊急一時保護としての民間シェルターを退所後、婦人保護施設、母子生活支援施設などに入所する者は、民間シェルターを緊急一時的な場所として利用し、その後の支援は次の施設でなされることになる。それらのケースは、再び、その先の場所で、今後の支援について支援計画が再考されることになる。また、家族や親戚宅、あるいは知人や友人宅などに依存しているのは、独立した生活を営むことが経済的に困難であるため、取りあえず住宅費が不要な、自分の身内などの理解者に支援を求めている様子が見える。

就労に関して言えば、短期間では、再就職活動に至ることが困難なことが読みとれる。調査結果からもわかるように、入所中に求職活動をした者は2割に過ぎなかった。避難してから日にちの経たない就職活動は危険が多いということがある。また、心身共に傷を負って避難してくるDV被害者にとって、急き立てられるような就労支援は無意味であり、それ以外に解決すべき問題（離婚問題、子どもの問題など）を多く抱えている。そのため、就労以前の支援課題の解決が優先され、求職までは至らず退所しているケースが多く見受けられた。

DV被害者となった入所者にとって、再就職活動に困難な要因が多い。就学前の児童を伴って避難してきているものにとっては、就労すること自体に困難がある。あるいは、避難先の慣れない土地での求職活動は一からの情報収集となる。また、DV被害者は、夫の追跡を逃れ身元を隠さなければならないことで、当然、行動も制限される。そうしたことを裏付けるかのように退所時における生活保護の受給者数が顕著に増加していた。このような結果は、離職の必然性、心身ともに回復までに時間が要すること、解決すべき問題が多いこと、再就職の困難性などの要因が関係した結果といえるだろう。

(3) 支援への課題

以上から支援の課題としては次のようなことが浮かび上がる。就労からの自立支援よりも併行して生活再建に向けた包括的な支援が必要となろう。

まずは、一時保護期間への検討である。どの都道府県も一時保護期間を2週間にしているところがほとんどである。しかし、あまりにも突然の事態を理解することや避難したという自分自身の行動を受け入れることにも時間を要する。まして子どもがいたとすれば子どもに対する罪悪感の感情も伴う。仕事を探すこともできないどころか次の生活再建への決心すら揺らぐといった状況のなかでは、2週間では自立に向けての生活再建を

考えていく期間としては短すぎる。

第二には、周辺からの支援体制側のDVへの理解と充実であろう。具体的、直接的には被害者と向き合って支援をしていくのは、支援センターや一時保護所の支援員やワーカーであることが、その周囲の支援の立場の人にも求められる。例えば、暴力を受けた被害者が緊急に駆け込むのはまず警察である。その後の被害者保護と支援は市町村レベルに委ねられることが多い。そうした被害者保護と支援の直接の窓口が、いかに正しくDV被害を理解しているかが被害者の安全を守ることにつながると言ってもよいだろう。

また、一時保護施設からの退所時に生活保護への移行が多い傾向が見られたが、最近の生活保護受給者に対する画一的な就労支援の強化への懸念がある。一見、健康そうに見えるDV被害者であっても当事者本人の精神面の回復、安全面の確保には相当な時間を要する場合もある。ケースワーカーの十分なDVの理解とケースワークが求められる。

第三に、社会的孤立への防止である。DV被害者は、自分は被害者でありながら、自分の身を隠さなければならないという特殊な状況に置かれており、他の社会福祉の援助対象とは異なる特質を持っている。保護される以前に、すでに加害者の精神的な暴力によって社会的な行動が制限され、保護された後も、人の集まるところを避けて行動しなければならなかったり、行動の制限が強化される。保護された以後も、身の安全は確保されているものの、社会的・精神的に孤立した状態になりやすく、「関係の貧困」や社会的孤立に陥りかねない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

吉中季子、ベヴァリッジ報告とジェンダー社会保障構想にみられるイギリスと日本の主婦、社会福祉学科学研究紀要(名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科紀要)第3号2014年、pp.3-15.

吉中季子、日本とデンマークにおけるDV支援の実態、あすか(関西住宅会議機関紙)2014年、pp.2-3.

〔学会発表〕(計 1 件)

吉中季子、女性の見えない生活困難 - DV被害からの避難と生活再建の実態、日本社会福祉学会北海道ブロック2013年度第2・3年度研究会 in 歌志内

〔図書〕(計 4 件)

吉中季子 他、法律文化社、公的扶助論、(分担執筆 = 第10章「母子世帯と児童扶養手当制度」)2015年6月刊行予定

吉中季子 他、公人社、自治体セーフティ
ネット 地域と自治体ができること(執筆分
担=第8章「DV 被害者への支援の課題―
一時保護による就労の変化からの考察―」)
2014、pp.183-206.

日本社会福祉学会事典編集委員会編(吉中
季子 他) 社会福祉学事典、(執筆分担=第
部「住まうを考える」 「緊急避難所(シエ
ルター)」) pp.486-487

上野勝代・室崎生子・吉中季子・葛西リサ・
梶木典子 共編著、ドメス出版、あたりまえ
の暮らしを保障する国デンマーク - DVシ
ェルター・子育て環境、2015、pp.11-26,
147-157,223-224.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉中 季子 (YOSHINAKA Toshiko)

名寄市立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号：70434800

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：